令和８年（フ）第１５６号
岡山県倉敷市亀山780番地２　特別養護老人ホームくらしき
債務者　吉家　　昭
１　決定年月日時　令和８年10月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第３２２号
岡山県倉敷市水江1051番地１　ピッツィカートⅠ　105号
債務者　髙原実千代
１　決定年月日時　令和８年10月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第１４０８号
札幌市白石区本通17丁目北13番30号　栄真ハイツ２号
債務者　北沢　美也（旧姓西岡）
１　決定年月日時　令和８年９月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１５７７号
札幌市豊平区平岸３条９丁目１番25号　ＨＳ平岸391―201号
債務者　遠藤　由紀
１　決定年月日時　令和８年９月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１６９８号
札幌市西区八軒５条西10丁目４番７号
債務者　目黒　輝美
１　決定年月日時　令和８年９月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１８０５号
北海道石狩市花川南２条６丁目55番地
債務者　石田　　卓
１　決定年月日時　令和８年９月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１８１０号
札幌市東区北21条東３丁目１番22号　パークリラ202号
債務者　千葉　　喬
１　決定年月日時　令和８年９月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１８６１号
札幌市白石区南郷通20丁目南１番１号　サンピア20丁目館303号
債務者　吉田　太素
１　決定年月日時　令和８年９月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１９１７号
札幌市東区北20条東16丁目４番９号　サンライン元町106号
債務者　神成　良平
１　決定年月日時　令和８年９月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１９３４号
札幌市南区澄川３条２丁目２番８―302号
債務者　小林　　瞳
１　決定年月日時　令和８年９月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１９４１号
北海道北広島市共栄町３丁目13番地５　ＴＷＩＮＢＥＲＲＹ　ＫＩＴＡＨＩＲＯＳＨＩＭＡ202号
債務者　斉藤　太郎
１　決定年月日時　令和８年９月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２０９号
釧路市鳥取北７丁目３番８号、前住所釧路市鳥取南８丁目８番７号　ハイツガレリア２12号室
債務者　工藤　彩華
１　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
釧路地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３３６号
岩手県八幡平市大更第23地割101番地１
債務者　水原　清子こと　朴　　清子
１　決定年月日時　令和８年９月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第３４３号
盛岡市月が丘三丁目21番６号
債務者　内藤　　誠
１　決定年月日時　令和８年９月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第３０９号
群馬県前橋市樋越町386番地９
債務者　清水　千華
１　決定年月日時　令和８年10月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第３１０号
群馬県佐波郡玉村町大字下新田155番地７　ウィンディアＴ102
債務者　植木想一郎
１　決定年月日時　令和８年10月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係